

令和6年（行ウ）第102号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原告 梶谷風音ほか4名

被告 国

求釈明に対する回答書

令和7年8月29日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人

小西俊輔

鬼頭忠広

鈴木吉憲

角銅法子

石丸文至

稲田征之

小森園ひとみ

植田彰彦

富田圭祐

三宅温子

大泉和渡

角 川 貴 音

藤 本 新 羽

植 木 知 伽 子

松 澤 拓 也

被告は、原告らの令和7（2025）年7月7日付け求釈明申立書（以下「原告ら求釈明申立書」という。）により、被告の同年6月30日付け第3準備書面（以下「被告第3準備書面」という。）に記載した被告主張に係る求釈明の申立てがあったことから、本書面において、以下のとおり必要と認める範囲で釈明ないし回答をする。

なお、略語等は、本準備書面にて新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 原告らの求釈明事項の要旨

原告らの求釈明事項は、大要次のとおりである（原告ら求釈明申立書・5及び6ページ）。

1 被告第3準備書面と被告の従前主張等との整合性について

原告らは、①被告第3準備書面において、母体保護法3条の法的性質について、これまでの主張を撤回し、新たな主張をするのか否か、②被告第3準備書面における主張と平成8年9月25日付け厚生事務次官通知「母体保護法の施行について（厚生省発児第122号）」（以下「平成8年通知」という。）における「この法律（引用者注：母体保護法のことをいう。以下同じ。）の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば、法（引用者注：母体保護法のことをいう。以下同じ。）第28条違反として法第34条の罰則が適用されるものである」との記載が整合するのか否か、両者が整合するのであれば、整合するとする解釈の内容、③平成8年通知に母体保護法3条の解釈として記載された部分も例示的なものと位置づけるのか、例えば、平成8年通知では、「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」について「当該具体的状況において医学的常識経験からみて死亡の結果が予想される場合をいう」と厳格に解釈し、「配偶者が知れないとき」や「その意思を表示することができないとき」についても、具体的な解釈を示しているが、母体保護法3条が、被告第3準備書面に記載されたとおり、違法性阻却

事由を注意的に明示した規定にすぎなければ、同条による場合以外にも適法になる場合があることとなるから、同条の解釈基準として記載された上記部分には、適法になる場合を限定方向にせよ拡張方向にせよ明確にするという機能がなく、単に参考となる解釈が示されているにすぎないと位置づけるのか、そうであれば、当該解釈基準は指針としてどのような意味を持つのかについて、それぞれ釈明を求めている（以下、上記各求釈明事項について、①ないし③の符号に応じて「求釈明事項①」などという。）。

2 「不妊手術等を実施することに相当な理由がない場合」について

原告らは、被告第3準備書面（16ページ）に記載された「不妊手術等を実施することに相当な理由がない場合」に関し、㊸法律で明記されているもの以外にも適法になる場合があるのか、㊹平成8年通知では、母体保護法28条の趣旨について、「法第28条は、健康者が経済的理由とか、単なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが衰えることを防ぐため等、この法律の目的以外に利用することを防ぐため」不妊手術等を禁止したものとするが、「経済的理由」や「産児制限」が目的である場合には、いかなる場合であっても「不妊手術等を実施することに相当な理由がない場合」に該当するのか、㊺上記「相当な理由」の有無は、母体保護法の目的に即したものであるか否かという基準のみで判断するのか、仮にそうであれば、母体保護法の目的に即したものであるか否かという判断に関し、具体的な指針がなく、検察官や裁判官によって判断されるべきものとするのか、母体保護法の目的とは「母性の生命健康を保護すること（母体保護法1条）」であるが、ここでいう「母性」とは何かについて、それぞれ釈明を求めている（以下、上記各求釈明事項について㊸ないし㊺の符号に応じて「求釈明事項㊸」などという。）。

第2 原告らの求釈明事項に対する回答

1 被告第3準備書面と被告の従前主張等との整合性について

(1) 求釈明事項①について

被告は、原告らのいうところの母体保護法3条の法的性質について、これまでの主張を撤回し、新たな主張を行ったものではない。

原告らは、被告第1準備書面(16ページ)の主張を引用して、被告が「法3条を唯一の違法性阻却事由を明示したものと捉えていた」旨指摘するが(原告ら求釈明申立書・3ページ)、被告は、被告第1準備書面(16ページ)において、上記規定が母体保護法28条の「この法律の規定による場合」に当たることを前提に、同法3条1項が定める要件の合理性を主張したにすぎず、それ以外に不妊手術を適法に実施できる場合が一切ないなどとは主張していない。むしろ、従前から、「同法3条所定の場合のほか、不妊手術を含む生殖目的の手術等を実施する正当な理由があれば、「故なく」実施したことにはならず、同法28条には違反しないと解される」などと主張していたのであって(被告第2準備書面・39ページ等)、原告らの上記指摘は被告主張を正解しないものである。

そして、被告第3準備書面は、原告らが、原告ら準備書面(4)(23ないし31ページ)及び原告ら準備書面(5)において、母体保護法3条1項、28条及び34条の関係性を整理したとする主張を行ったことを受けて、これらの規定の関係性を整理して反論する必要がある考え、提出したものである。

このように、被告第3準備書面は、これまでの主張を撤回するものではなく、従前主張をふえんし、母体保護法3条と同法28条及び34条との関係性を整理したものである。

(2) 求釈明事項②について

被告第3準備書面における主張は、平成8年通知に記載した母体保護法28条及び34条に係る解釈基準と矛盾するものではない。

平成8年通知には、「法28条は、(中略)この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又

はレントゲン照射を行うことを禁止したものである」、「この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば、法第28条違反として法第34条の罰則が適用されるものである」と記載されている（平成8年通知第1の1(2)）。これらは、母体保護法3条による場合のほか、正当な理由のある場合（医師としての正当な業務として行われる医療行為等又は緊急避難行為に該当する場合）には、罰則が適用されない旨を説明したものである。ここでいう医師としての正当な業務として行われる医療行為等には、いわゆる違法性阻却事由としての正当業務行為（刑法35条）に該当する場合以外に、結果的に正当業務行為に該当しないけれども、医師が医療目的のために行った医療措置であって、それが社会的相当性を欠くものとは認められない場合（「故なく」行われるものとは認められない場合）が含まれ得るものである（この場合、傷害罪や業務上過失傷害罪の成否の観点から違法性が阻却されないことがあったとしても、法28条違反として法34条の罰則が適用されることはないことになる。ただし、被告としても、そのような場合が広く認められると主張するものではない。）。

そして、被告第3準備書面（16ページ）における「同法（引用者注：母体保護法）28条は、この法律の規定による場合」（同法3条に該当する場合）のほか「故なく」生殖不能目的の手術等を禁止すると定めており、正当業務行為として違法性が阻却される場合（被告第2準備書面・39ページ）はもちろん、これに加えて、不妊手術等を実施することに相当な理由がない場合（「故なく」実施する場合）を除いて不妊手術等を許容している」との主張も、不妊手術については、母体保護法3条が定める正当業務行為のみならず、それ以外に正当な業務として行われる場合（上記のとおり、刑法35条の正当業務行為の範囲と厳密に一致するわけではない。）や緊急避難行為として行われる場合も「相当な理由（平成8年通知でいう「正当の理由」）がない場合」

に当たらず、同法28条違反の罪が成立しないため、罰則が適用されないことを主張したものである。したがって、被告の上記主張と平成8年通知とは何ら整合性を欠くものではない。

(3) 求釈明事項③について

被告第3準備書面(16ページ)で述べたとおり、母体保護法は、「不妊手術が通常の疾病に対する通常の治療と異なることから、医師が、妊娠や分娩により生命健康を脅かされており、不妊手術が必要な女性に対し、手術を適切に行うように、同法3条を設けて、法令行為として、傷害罪が成立せずに適法に不妊手術を実施できる場合を明示し、不妊手術を受ける必要がある女性の生命健康を保護したものと解される」ところ、平成8年通知の意義は、医師において、不妊手術を必要とする女性に対し過度に萎縮することなく手術を行うことができるようにとの観点から、適法に不妊手術を実施できる具体的な場合を例示し、その範囲の明確化を図ったことにある。

2 「不妊手術等を実施することに相当な理由がない場合」について

(1) 求釈明事項⑦について

「不妊手術等を実施することに相当な理由がある場合」に該当するものとして、例えば、性同一性障害者に対して性別適合手術を実施する場合など当該生殖不能目的の手術等が、医療上の必要性があると判断され、その判断が医師の専門的知見に照らして客観的にも合理的であると認められる場合がこれに当たり得ることは、被告第2準備書面(39ページ)で述べたとおりである。

(2) 求釈明事項⑧について

「経済的理由」や「産児制限」を目的とする不妊手術等がいかなる場合であっても「相当な理由がない場合」に該当するか否かについては、本件における原告らの訴えの内容や本件の争点との関連性がなく、釈明の要を認めない。

(3) 求釈明事項㊸について

「相当な理由」の有無については、実施された当該不妊手術等が正当業務行為等として認められるか否かを検討すべきものであり、母体保護法の目的に即しているか否かのみで判断するものではない。そのため、本求釈明事項に係るその余については、いずれも釈明の要を認めない。

以 上